

漁業運転資金融通円滑化対策事業（継続）

1 趣 旨

近年の中小漁業者等の経営は、燃油高騰や資材高騰等により厳しい状況となっている中で、漁業経営に必要な運転資金の円滑な融資の確保が重要である。

このような状況に対し、漁業信用基金協会が運転資金の保証引受を行った場合の代位弁済事故発生に伴うリスクを軽減する事業を実施することにより、漁業信用基金協会の保証引受の積極化を図り、中小漁業者等に対する運転資金の円滑な供給が行われる支援を実施してきたところである。

当該事業は平成21年度末をもって新規の保証引受を終了したところであるが、平成21年度末までに引き受けた保証引受残高に対しては、後年度においても代位弁済事故が発生した場合の予算措置が必要であることから、平成21年度まで実施していた漁業運転資金融通円滑化対策事業の後年度負担分について、本事業において助成を行う。

2 事業内容（後年度負担分の事業）

運転資金についての漁業信用基金協会の保証引受残高（平成22年度末）に係る特別準備金の積立に要する費用に充てるための資金の一部を、漁業信用基金協会に対して助成する。

3 事業実施主体

民間団体等

4 事業実施期間

後年度負担分の事業として融資期間終了時まで継続

5 平成23年度概算決定額（前年度予算額）

7, 121千円（14, 822千円）

6 補助率

定額

7. 担当課

水産庁水産経営課 03-6744-2346（直）